

(平成24年4月～平成25年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	1. 経営管理 態勢	(1) 牽制機能	第一種 (有価)	報告徴取命令に 対する事実と異なる 報告	金商法第52条第1 項第6号	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームページの勧告公表ページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20120622-1.htm	24.4～6
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	1. 経営管理 態勢	(1) 牽制機能	助言	業務停止命令違反 業務改善命令違反 検査回避	金商法第52条第1 項第6号 金商法第198条の 6第11号	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームページの勧告公表ページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2013/2013/20130315-1.htm	25.1～3
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	1. 経営管理 態勢	(3) 経営体制	第二種	事実と異なる内容 により登録を受けて いる状況	金商法第29条の2 第1項	・当社は、第二種金融商品取引業に係る登録申請中に法定記載事項である重要な使用人が退職し不在となったにもかかわらず、退職した当該使用人を重要な使用人として記載し、事実と異なる内容により当局の登録を受けていた。	-	24.4～6
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	1. 経営管理 態勢	(6) 業務運営 への取組 み	運用	投資一任契約に係 る善管注意義務違 反	金商法第42条第2 項	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームページの勧告公表ページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20121016-5.htm	24.10～12
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	1. 経営管理 態勢	(6) 業務運営 への取組 み	運用	投資一任契約に係 る善管注意義務違 反	金商法第42条第2 項	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームページの勧告公表ページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20121016-4.htm	24.10～12
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	1. 経営管理 態勢	(6) 業務運営 への取組 み	運用	投資一任業務に係 る善管注意義務違 反	金商法第42条第2 項	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームページの勧告公表ページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20121207-2.htm	24.10～12

(平成24年4月～平成25年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	第二種	ファンドに関し、 著しく不当な行為 を行っている状況	金商法第52条第1 項第9号	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームページの勧告公表ページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20121012-2.htm	24.10～12
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	助言	無登録で集団投資 スキーム持分に係 る私募の取扱いを 行っている状況	金商法第29条	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームページの勧告公表ページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20121012-3.htm	24.10～12
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	助言	著しく不当な勧誘 を行っている状況	金商法第52条第1 項第9号	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームページの勧告公表ページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20121012-3.htm	24.10～12
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	助言	業務の運営の状況 に関し、投資者保 護上重大な問題が 認められる状況	金商法第51条	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームページの勧告公表ページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20121127-1.htm	24.10～12
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	助言	無登録で外国集団 投資スキーム持分 に係る募集又は私 募の取扱いを行っ ている状況	金商法第29条	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームページの勧告公表ページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20121214-1.htm	24.10～12
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	仲介	無登録で投資信託 に係る私募の取扱 いを行っている状 況	金商法第29条	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームページの勧告公表ページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20121214-2.htm	24.10～12
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	運用	権利者から出資を 受けた金銭を流用 する行為	金商法第42条第1 項	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームページの勧告公表ページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20121221-2.htm	24.10～12

(平成24年4月～平成25年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル		業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	特例	第二種金融商品取 引業及び投資運用 業に係る無登録営 業 金商法第29条	当社は適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）を行っているが、以下のとおり特例業務の要件を満たさず、無登録で金融商品取引業（第二種金融商品取引業及び投資運用業）を行っていた。 (1)当社は、適格機関投資家1名及び一般投資家49名超を相手方としてファンド持分の取得の勧誘を行っており、特例業務の要件を満たしていなかった。 (2)当社は、匿名組合の営業者として、ファンドの出資金を主として有価証券等に対して運用していたが、当該ファンドの出資者は適格機関投資家1名及び一般投資家49名超であり、特例業務の要件を満たしていなかった。	-	24.4～6
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	助言	特例業務の要件を 満たさない不適切 な適格機関投資家 等特例業務の届出 業者を複数形成さ せていた状況 -	当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）を行おうとする者との間で、コンサルタント事業に基づく契約を締結し、特例業務に係るアドバイス等を行うとともに、当社が関与する投資事業有限責任組合（以下「有責組合」という。）から契約先が組成するファンドに出資を行い、当該有責組合を適格機関投資家とすることで契約先が行う特例業務の法的要件を備えさせることとしている。 当該コンサルタント事業の状況を検証したところ、以下のとおり問題点が認められた。 ○当該有責組合からの出資原資は、契約先からのコンサルタント料を原資としており、その出資は形骸化している。 ○契約先は、当該有責組合からの出資前に、特例業務を行っていることから、当該契約先が組成するファンドは特例業務の法的要件を備えていない。したがって、当社のコンサルタント事業は、当該契約先が無登録で第二種金融商品取引業及び投資運用業を行う等の不適切な状況が発生させていた。	-	25.1～3
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(1) 経営陣の 取組み	第二種	第二種金融商品取 引業を遂行する業 務執行体制が未構 築な状況 -	当社は、第二種金融商品取引業の登録に際し、執行体制6名（人員16名）等の業務に係る人的構成及び業務執行体制等を記載した業務方法書を添付し、登録申請を行っていた。しかしながら、当社における業務執行体制を検証したところ、当社が行うファンドの内容等を理解している常勤役員は1名のみであった。 （その他、銀行振込等の作業を行うため、ファンドの業務実態を知らないパート職員が3名。） 当該業務管理体制にもかかわらず、当社は、ウェブサイトにおいてファンドの募集勧誘行為を行っていた。	-	25.1～3
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	2. 法令等遵 守態勢	(4) 法令等遵 守意識の 徹底	特例	契約締結・勧誘に 関する虚偽告知 金商法第38条第1 号	当社は適格機関投資家等特例業務を行っていたが、金融商品取引契約の勧誘及び締結に関して、顧客に対し以下のとおり虚偽のことを告げる行為が認められた。 (1)ファンドの大半の出資金を給与等の運転資金等に流用していたにもかかわらず、出資金を運転資金等として使用しない旨の虚偽の内容を記載した勧誘資料を顧客に交付して、契約を締結していた。 (2)ファンドの運用資金が少なく運用益から分配金を支払えるような状況にないにもかかわらず、虚偽の順調な運用実績を記載した勧誘資料を顧客に交付して、契約を締結していた。 (3)ファンドの出資金をFX取引のシステム・トレードで運用を行っていなかったにもかかわらず、システム・トレードでの運用及びその利点を強調した虚偽の内容を記載した勧誘資料等を顧客に交付して、契約を締結していた。	-	24.4～6
Ⅱ-1-1 態勢編・ 共通項目	3. 内部管理 態勢	(4) 内部管理 業務の運 営	登金	顧客の注文を適切 に発注する体制が 整備されていない 状況 -	・顧客の投資信託に係る注文を適切に発注する体制が整備されていないため、投資信託の売付発注が遅延し顧客に損失を及ぼしている事例が認められた。	-	24.7～9

(平成24年4月～平成25年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル		業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
II-1-1 態勢編・ 共通項目	3. 内部管理 態勢	(4) 内部管理 業務の運 営	第一種 (有価)	投資者の保護等に 係る内部管理態勢 の不備	—	—	25.1～3
II-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 内部管理 態勢	(2) 売買管 理・審査 態勢の整 備	第一種 (有価)	法人関係情報に関 する管理について 不正取引の防止 を図るために必要 かつ適切な措置を 講じていない業務 運営状況	金商法第40条第2 号に基づく金商業等 府令第123条第1 項第5号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページの勧告公表ページにリンクします)。 http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20120413-2.htm	24.4～6
II-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 内部管理 態勢	(2) 売買管 理・審査 態勢の整 備	第一種 (有価)	上場優先出資証券 の相場を変動させ ることにより実勢 を反映しない作為 的なものとなるこ とを知らながら当 該優先出資証券に 係る買付けの受託 等をする行為	金商法第38条第7 号に基づく金商業等 府令第117条第1 項第20号	・当社営業員は、顧客がその保有するA社上場優先出資証券の終値を吊り上げたいとの意図を知らながら、大引け直前において当該顧客よりA社上場優先出資証券の成り行き注文を受託していた。	24.4～6
II-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 内部管理 態勢	(6) 業務運営 状況	第一種 (有価)	信用取引に係る受 入保証金の不適切 な取扱い	金商法第161条の 2に規定する取引及 びその保証金に関す る内閣府令第7条第 1項第3号	・当社は、信用取引に係る受入保証金について、顧客の建玉の一部決済後の預託率が30%を超えていないにもかかわらず、顧客の決済損金への充当のため委託保証金(現金)の引出しを認めている事例が認められた。	24.4～6
II-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 内部管理 態勢	(6) 業務運営 状況	第一種 (有価)	信用取引に係る保 証金の不適切な取 扱い	保証金府令第4条	・当社は、建玉を保有する顧客が追加建てを行った際の保証金必要額の算定にあたり、既存建玉の評価損等を加味しない等、誤った算出を行っていた。その結果、保証金について法令で定める必要額の預託を受けていない状況が認められた。	24.10～12
II-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 内部管理 態勢	(6) 業務運営 状況	第一種 (その 他)	顧客に必要証拠金 の不足額を預託さ せることなく、FX 取引に係る契約を 継続する行為	金商法第38条第7 号に基づく金商業等 府令第117条第1 項第28号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページの勧告公表ページにリンクします)。 http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20120619-1.htm	24.4～6

(平成24年4月～平成25年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	3. 自己資本 規制関連 リスクの 管理態勢	(2) 自己資本 規制比率 を管理す る者等の 役割	第一種 (有価)	自己資本規制比率 が120%を下回 る状況等	金商法第46条の6 第2項 金商法第46条の6 第1項 金商法第46条の6 第3項	・当社は中長期的な運用目的として匿名組合契約の持分を保有していたが、当該有価証券は固定資産として区分すべき資産であるところ流動資産として区分して誤って自己資本規制比率を算出していた。この結果、自己資本規制比率が120%を下回る状況となっていた。 ・誤った自己資本規制比率を財務局長へ届出を行い、また、自己資本規制比率が140%を下回っているにもかかわらず、当局へ届出を行っていないかった。 ・誤った自己資本規制比率を公衆の縦覧に供していた。	-	24.4～6
Ⅱ-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	3. 自己資本 規制関連 リスクの 管理態勢	(2) 自己資本 規制比率 を管理す る者等の 役割	第一種 (有価)	自己資本規制比率 が法定の基準を下 回っている状況	金商法第46条の6	・当社が保有する外国投資信託に係る市場リスク相当額の算出について、当該ファンドの保有額が、固定化されていない自己資本の額に百分の五十を乗じて得た額を超えていることから、当該ファンドに係る市場リスク相当額を加算すべきところ、これを加算していない等、誤った自己資本規制比率を算出していた。 この結果自己規制資本比率が120%を下回る状況となっていた。	-	24.7～9
Ⅱ-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	3. 自己資本 規制関連 リスクの 管理態勢	(2) 自己資本 規制比率 を管理す る者等の 役割	第一種 (有価)	自己資本規制比率 が120%を下回 る状況等	金商法第46条の6	・親会社に対する短期貸付金等の取引先リスク相当額の算出において、25%のリスクウェイト（親会社は「適格格付を付与されていないその他の法人等」に該当）を乗ずべきところ、5%のリスクウェイト（「適格格付を付与されていない金融機関等」）を乗じる等、誤った自己資本規制比率を算出していた。 ・これを正しく算出した結果、自己資本規制比率が120%を下回る状況となっていた。	-	24.10～12
Ⅱ-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	3. 自己資本 規制関連 リスクの 管理態勢	(2) 自己資本 規制比率 を管理す る者等の 役割	第一種 (その 他)	自己資本規制比率 の算出誤り等	金商法第46条の6 第1項 金商法第46条の6 第3項	・当社は自己資本規制比率の算出にあたり、システム使用料を基礎的リスク相当額に参入することなく誤って算出し、当該誤った自己資本規制比率を財務局長へ届出していた。 ・誤った自己資本規制比率を公衆の縦覧に供していた。	-	24.4～6
Ⅱ-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	5. システム リスク管 理態勢	(2) 適切なシ ステムリ スク管理 態勢の確 立	第一種 (その 他)	業務運営に関し重 大な問題が認めら れる状況	金商法第40条第2 号に基づく金商業等 府令第123条第1 項第14号 金商法第51条	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームページの勧告公表ページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20120619-1.htm	24.4～6
Ⅱ-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	5. システム リスク管 理態勢	(3) 安全対策 の整備	第一種 (有価)	電子情報処理組織 の管理が十分でな い状況	金商法第40条第2 号に基づく金商業等 府令第123条第1 項第14号	・当社は、外部委託先が開発・改修したFX等取引システムを、以下のとおり十分なテストを行わないまま受け入れ、その結果、システム障害を多数発生させている。 (1) 受入テストを実施する際、全ての項目についてテストの実施を行っていない。 (2) 受入テストを実施しシステムエラーを確認できる状況にあったが、これを看過している。	-	24.10～12

(平成24年4月～平成25年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-1-2 態勢編・ 第一種金 融商品取 引業者	6. その他リ スク管理 態勢	(2) 適切な資 金繰りリ スク管理 態勢の確 立	第一種 (その他)	支払い不能に陥る おそれのある状況	金商法第52条第1 項第7号	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページの勧告公表ページにリンクします)。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20121205-1.htm	24.10～12
Ⅱ-1-3 態勢編・ 第二種金 融商品取 引業者	1. 内部管理 態勢	(1) 経営者の 認識	第二種	自己の名義をもっ て、他人にファンド 持分の取得勧誘を 行わせている状況	金商法第36条の3	指摘事項については右記リンク先を参照してください(証券取引等監視委員会ホームページの勧告公表ページにリンクします)。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20121012-2.htm	24.10～12
Ⅱ-1-4 態勢編・ 投資助 言・代理 業者	1. 内部管理 態勢	(1) 経営者の 認識	助言	無登録業者に対し 投資助言業務を委 託している状況	—	・当社は、会員専用のメールマガジン等により、株式個別銘柄等に係る投資判断を配信するなどの方法により投資助言業務を行っている。 ・当該投資助言業務の実態は、当社役員の知人(投資助言・代理業の登録を受けていない者)が、投資判断に基づく助言を当社が事前に助言内容を確認することなく、当社の顧客に当社サーバーを通じて直接配信していた。また、当社役員の知人は、かかる投資助言業務の約7割の売上げを受領しており、当社が実質的に投資助言・代理業を登録していない当社役員の知人に対して、投資助言業務を委託していた不適切な状況が認められた。	—	24.10～12
Ⅱ-1-4 態勢編・ 投資助 言・代理 業者	1. 内部管理 態勢	—	助言	前回検査指摘事項 に係る改善策に対 する履行が不適切 な状況	金商法第37条第1 項第3号	・当社は、前回検査において、「広告に手数料等を記載していない」との指摘を受け、当局に対し当該指摘事項について改善済みである旨の改善報告書を提出していたが、今回検査において当該改善・対応策の実施状況を検証したところ、前回検査指摘事項について改善されておらず、再度、広告に係る手数料等の記載不備が認められた。	—	24.4～6
Ⅱ-1-5 態勢編・ 投資運用 業者	1. 内部管理 態勢	(1) 取締役等 の認識及 び役割	運用	投資一任契約締結 に関し、忠実義務 を果たすための内 部管理態勢に不備 が認められる状況	—	・当社は、投資一任契約において権利者から運用報酬を受領している一方で、運用財産として組み入れたファンドの運用者と助言契約を締結し、運用資産残高に連動した多額の報酬を受領するなど、当社にとって当該ファンドに投資するインセンティブが生じる構造となっている。 ・当社におけるこのような業務の運営の状況は、投資判断に不適切な影響を与え投資一任契約の権利者との間で利益相反が生じる可能性があることから、投資者保護上問題があると認められる。	—	24.10～12
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(1) 基本的事 項の検証	助言	業務の方法の変更 届出未済等	金商法第31条第3 項 金商法第47条の2	・報酬体系について、当局に提出していた業務方法書の記載内容と相違していたにもかかわらず、当局に対し、業務の方法に係る変更の届出を行っていない。 ・契約件数等につき誤りを記載した事業報告書を作成し、当局に提出をしていた。	—	24.4～6

(平成24年4月～平成25年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(1) 基本的事 項の検証	助言	標識の未掲示	金商法第36条の2	・事務所ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示しなければならないところ、これを掲 示していなかった。	-	24.4～6
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(1) 基本的事 項の検証	助言	説明書類の未縦覧	金商法第47条の3	・事業報告書の内容を記載した説明書類を、事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなけれ ばならないところ、これを備え置いていなかった。	-	24.4～6
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(1) 基本的事 項の検証	登金	金融商品仲介補助 簿を作成していな い状況	金商法第48条に基 づく金商業等府令第 184条第1項第3 号イ	・金融商品仲介業務に係る金融商品仲介補助簿を一部作成していなかった。	-	24.7～9
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(1) 基本的事 項の検証	登金	登録事項の変更届 出が行われていな い状況	金商法第33条の6 第1項	・使用人（法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者及びその者の権限を 代行し得る地位にある者）が変更となったにもかかわらず、当局への変更届出を行ってい なかった。	-	24.7～9
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(1) 基本的事 項の検証	登金	誤った事業報告書 が提出されている 状況	金商法第48条の2 第1項	・登録金融機関業務の状況（店頭デリバティブ取引等の状況や登録金融機関業務に係る受 入手数料の状況等）について、一部記載誤りのある事業報告書を当局に提出していた。	-	24.7～9
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況 の検証	第一種 (有価)	金融商品取引契約 の締結又はその勧 誘に関して、重要 な事項につき誤解 を生ぜしめるべき 表示をする行為	金商法第38条第7 号に基づく金商業等 府令第117条第1 項第2号	・当社が作成した投資信託の勧誘資料において、直近分配金変動することなく一年間毎 月支払われ、かつ、直近基準価額と将来時点における基準価額が同じであることを前提と して算出した分配金年利回りを、かかる前提条件の記載を行わないまま、単に「年利回 り」又は「年利」とのみ表示している。 ・従って、当該勧誘資料は、顧客に対して常に記載された分配金年利回り相当の運用実績 を得られるといった誤解を生ぜしめるような表示となっていた。	-	24.10～12

(平成24年4月～平成25年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル		業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期	
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況 の検証	特例	金融商品取引契約 の締結又はその勧 誘に関して、顧客 に対し虚偽のこ とを告げる行為	金商法第63条第4 項に基づき金融商品 取引業者とみなして 適用する同法第38 条第1号	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20121016-2.htm	24.10～12
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況 の検証	特例	金融商品取引契約 の締結又はその勧 誘に関して、顧客 に対し虚偽のこ とを告げる行為	金商法第63条第4 項に基づき金融商品 取引業者とみなして 適用する同法第38 条第1号	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20121016-1.htm	24.10～12
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況 の検証	第二種	ファンドの契約の 締結又はその勧 誘に関して、顧客 に対し虚偽のこ とを告げる行為	金商法第38条第1 号	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームページの勧告公表ページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20121012-2.htm	24.10～12
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況 の検証	第二種	集団投資スキーム 持分の取得勧誘に 関して、顧客に 対し虚偽のこ とを告げる行為	金商法第38条第1 号	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームページの勧告公表ページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20121221-2.htm	24.10～12
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況 の検証	運用	異なる運用商品の 運用実績値を 表示する行為等	金商法第38条第7 号に基づく金商業等 府令第117条第1 項第2号	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームページの勧告公表ページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20121207-1.htm	24.10～12
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況 の検証	特例	金融商品取引契約 の締結又は勧誘に 関する虚偽の告知	金商法第63条第4 項に基づき金融商品 取引業者とみなして 適用する同法第38 条第1号	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2013/2013/20130207-1.htm	25.1～3
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況 の検証	第一種 (有価)	顧客に虚偽の表示 をする行為	金商法第38条第7 号に基づく金商業等 府令第117条第1 項第2号	当社は、顧客である金融機関とのオプション取引にあたり、指定時間内に当社が実際に行った日経平均指数先物取引によるヘッジ取引の加重平均価格（以下「VWAP」という。）を基準に当該金融機関が受払するオプション料を確定することとしていた。しかしながら、実態は、当社が実際に行ったヘッジ取引のVWAPではなく、市場全体のヘッジ取引のVWAPについて当社の裁量で修正して算出した額を、当該金融機関に提示し取引を行っていた。	—	25.1～3

(平成24年4月～平成25年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(3) 書面の交 付状況	助言	法定書面に係る不 備等	金商法第37条の3 第1項 金商法第37条の4 第1項 金商法第47条	・契約締結前書面を電磁的方法により提供する際に、あらかじめ顧客に対し電磁的方法の種類及び内容を示すことなく、かつ、電磁的方法による提供について承諾を得ていない。 ・更新日までに報酬の支払がなければ自動退会になるにもかかわらず、契約締結時等書面において、更新の場合の報酬は契約更新日から10日以内に支払う等の誤った記載を行っていた。 ・その保存が義務付けられている契約締結時等書面の写しを保存していなかった。	-	24.4～6
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(3) 書面の交 付状況	第二種	特定投資家にかかる 告知義務違反	金商法第34条	・特定投資家に該当する外国人に対し、特定投資家以外の顧客とみなされる旨の申出ができる旨の告知を行っていなかった。	-	24.4～6
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(3) 書面の交 付状況	登金	契約締結時交付書 面の交付が遅滞し ている状況	金商法第37条の4 第1項	・当社は、国債の販売に係る契約締結時交付書面の交付時期を、事務フロー上、国債の発行日としていたことから、契約締結から1ヶ月後に当該書面を交付している事例等、交付が遅滞して行われた状況が認められた。	-	24.10～12
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(3) 書面の交 付状況	助言	法定書面に係る不 備	金商法第37条の3 第2項に基づく金商 業等府令第56条第 2項第3号	・当社は、ホームページ掲載を通じて電磁的方法（金商業等府令第56条第1項第1号二）により契約締結前交付書面を交付しているが、当該書面内容に変更があった場合には、更新後の前書面のみを閲覧に供し、更新前の前書面はホームページから消去していた。	-	24.7～9
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(3) 書面の交 付状況	第一種 (有価)	公募増資に関連す る空売り規制通知 の対応が不十分な 状況	-	当社における、公募増資に関連する空売り規制通知（金商業等府令第123条第1項第26号に定める通知をいう。）の対応に係る業務の運営状況を検証したところ、以下のとおり、態勢不十分な状況が認められた。 ○社内通達において、書面等による空売り規制通知が不要となる要件が必ずしも明確に示されておらず、かつ、通達の趣旨が十分に浸透していなかった。 ○内部管理責任者におけるモニタリングは、書面等による空売り規制通知が行われているか否かといった、通知の手法に関する検証が中心で、「顧客に有価証券を取得させようとするときに、あらかじめ」通知が行われているかどうかといった、通知を行う時点に関する検証が行われていなかったことから、実際にはあらかじめ通知が行われていなかった事例が認められた。	-	25.1～3
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(4) 広告審査 等の状況	助言	著しく事実に関連 する表示のある広 告をする行為	金商法第37条第2 項	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームページの勧告公表ページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20121127-1.htm	24.10～12

(平成24年4月～平成25年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル		業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期	
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	2. 内部管理	(4) 広告審査 等の状況	助言	広告記載事項の不 備等	金商法第37条第2 項 金商法第37条第1 項	・当社ホームページにおいて、社員は社長一人であるにもかかわらず顧客ごとに専属アドバイザーがアドバイスをするかのような記載等、事実を反する記載をした。 ・広告に該当する会員向けメールマガジンにおいて、金商業者の商号、登録番号等の事項について記載していなかった。	-	24.4～6
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	3. 顧客情報 の管理	-	第一種 (有価)	機微情報に係る管 理態勢の不備	金商法第40条第2 号に基づく金商業等 府令第123条第1 項第7号	・顧客等から受け入れた本人確認書類のうち、業務上必要がないにもかかわらず「本籍地」欄を塗りつぶさずに書類を保管している状況が認められた。	-	24.7～9
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	3. 顧客情報 の管理	-	登金	個人情報の漏えい、 滅失等の防止を 図るために必要 かつ適切な措置を 講じていないと認 められる状況	金商法第40条第2 号に基づく金商業等 府令第123条第1 項第6号	・登録金融機関業務に係る個人データのうち、一部を除く全ての個人データの取扱状況について、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針2-4においてその整備が求められる台帳を整備していない状況が認められた。	-	24.7～9
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	4. 本人確認 等	-	第二種	本人確認等義務違 反	犯収法第4条第1項	・顧客の住居にあてて取引関係文書を送付する際、書留郵便等により転送不要郵便物等として送付していない。	-	24.10～12
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	4. 本人確認 等	-	第二種	本人確認等義務違 反	犯収法第6条第1項	・取引時確認を行った場合における確認記録において、「本人確認書類の提示を受けた日付及び時刻」等の記録事項が記載されていない。	-	24.10～12
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	4. 本人確認 等	-	登金	「疑わしい取引の 届出」の未提出	犯収法第9条第1項	・当社は、登録金融機関業務において、顧客が口座開設後に反社会的勢力に該当すると判明した場合に、当社内での当該情報の共有を図る態勢が構築されていなかったことから、疑わしい取引の届出が漏れていた。	-	24.10～12

(平成24年4月～平成25年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル		業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期	
Ⅱ-2-1 業務編・ 共通項目	5. 反社会的 勢力への 対応	—	—	反社会的勢力との取引遮断のための体制が不十分な状況	—	—	24.7～9	
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 営業姿勢 等	(2) 勧誘状況	第一種 (有価)	損失の補てん及び利益の追加のために財産上の利益を提供する行為等	金商法第64条の5第1項第2号 金商法第39条第1項第3号	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームページの勧告公表ページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20120622-1.htm	24.4～6
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 営業姿勢 等	(2) 勧誘状況	第一種 (有価)	有価証券の売買等につき法人関係情報を提供して勧誘する行為	金商法第38条第7号に基づく金商業等府令第117条第1項第14号	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームページの勧告公表ページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20120413-2.htm	24.4～6
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 営業姿勢 等	(2) 勧誘状況	第一種 (有価)	法人関係情報に関する管理について不正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及び法人関係情報を提供した勧誘行為等	金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第5号 金商法第38条第7号に基づく金商業等府令第117条第1項第14号	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームページの勧告公表ページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20120731-1.htm	24.7～9
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	1. 営業姿勢 等	(4) 顧客への 対応	—	証券事故の該当性を検討する態勢が整備されていない状況	—	—	24.10～12	
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	4. 投信営業	—	第一種 (有価)	投資信託の乗換勧誘において概算損益の説明が不適切な状況	—	—	25.1～3	

(平成24年4月～平成25年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	5. デリバ ティブ営 業	(3) 勧誘資料 等の適切 性	登金	店頭デリバティブ 取引に係る中途解 約清算金の試算額 を説明していない 状況	—	・当社は、店頭デリバティブ取引契約にあたり、契約締結前書面や商品説明資料を用いて当該取引の内容やリスクについて説明を行っているが、当該書面等において金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-3-3-2-(6)-②により説明責任に係る留意事項として定められている「金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した解約清算金の試算額」が記載されておらず、かつ、実際の取引時においても顧客に対し説明が行われていなかった。	—	24.10～12
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	9. 分別管理 業務	(1) 対象有価 証券及び 金銭	第一種 (その他)	顧客区分管理必要 額を運転資金等に 流用している状況	金商法第43条の3 第2項	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームページの勧告公表ページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20121205-1.htm	24.10～12
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	10. 内部管理	(2) 不公正取 引	第一種 (有価)	実勢を反映しない 作為的相場を形成 させるべき一連の 有価証券の売買取 引の受託を防止す るための売買管理 が十分でないこと 認められる状況等	金商法第40条第2 号に基づく金商業等 府令第123条第1 項第12号	・当社は、顧客から「自社株式（顧客が代表取締役社長を務める法人の株式）の上場維持を行うため、時価総額を引き上げなくてはならない」旨の意向を聞いていたにもかかわらず、以下のとおり、内部管理態勢が不十分のまま、顧客の買付注文を受注・執行し、結果、当該自社株式の株価の上昇に影響を与えかねない状況が発生させていた。 (1) 当社システムにおいて、当該株式に係る成行多量注文等の警告があったにもかかわらず、売買管理の主管部署である監査部は、営業員や顧客に対するヒアリング等を実施せず、株価上昇に影響を与える買付注文の受託を看過していた。 (2) 東証より、当該株式に係る株価操作に関する調査提出依頼があった際、監査部は、資料の提出に対応を留まり、当該顧客の過去の売買動向や買付動機について何ら把握を行っておらず、売買審査担当者については、当該依頼があったことすら認識していなかった。 (3) その後東証より「当該株式の買付けについて、社長自らが買付けを行っている状況であり、これ以上買うのか。」との連絡を受けて初めて、当該顧客に対して取引停止の措置を講じたが、その際にも、監査部は、当該顧客の注文動向等の分析を行っていない。	—	24.10～12
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	10. 内部管理	(3) 約定訂正 等	第一種 (有価)	外債募残販売に係 る取引の公正性確 保のための内部管 理態勢の不備	—	・当社は、外債取引において、約定取消の可否に係る基準等の社内ルールが定められておらず、取引が成立した後に顧客から約定取消要請があった際に、その適否について何ら検討せず、安易に応じているなど、顧客による自己責任原則に基づく適正な投資判断をゆがめかねない状況が認められた。	—	24.10～12
Ⅱ-2-2 業務編・ 第一種金 融商品取 引業者	12. 自己資本 規制比率	(4) 自己資本 規制比率 の算出及 び把握	第一種 (有価)	自己資本規制比率 が120%を下回 る状況等	金商法第46条の6	・当社はA社から購入したソフトウェアに係るシステム使用権をB社に譲渡し数百万円の売り上げ計上を行っていたが、当該システム使用権については、A社との間で譲渡禁止条項が設けられているところ、A社の同意を得ることなく、B社に当該システム使用権を譲渡していた。 ・当該譲渡契約が無効になるおそれがあり、また、当該譲渡契約が買い戻すことを前提としていることを踏まえると、自己資本規制比率等の財務改善を企図した不適切な会計処理であると認められた。 ・よって、当該譲渡契約に係る未収入金を控除し自己資本規制比率を算出したところ94%となった。	—	24.10～12
Ⅱ-2-3 業務編・ 第二種金 融商品取 引業者	3. 内部管理	(1) 法令上の 手続等	第二種	業務の内容及び方 法に変更があった 場合の届出未済	金商法第31条第3 項	・社内組織を変更していたにもかかわらず、当局に対し、業務の方法に係る変更の届出を行っていなかった。	—	24.4～6

(平成24年4月～平成25年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル		業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-2-3 業務編・ 第二種金 融商品取 引業者	3. 内部管理	(1) 法令上の 手続等	第二種	親法人等に変更があつた場合の届出未済 金商法第50条第1項第8号	・親法人等が変更していたにもかかわらず、その旨を当局に対し、届出を行っていなかった。	-	24.4～6
Ⅱ-2-3 業務編・ 第二種金 融商品取 引業者	3. 内部管理	(4) 事務処理 の適切性	第二種	分別管理が確保されていない状況で 私募の取扱いを行う行為 金商法第40条の3	・法令に定める分別管理が確保されていない状況（匿名組合に係る出資者からの出資金と 営業者固有の財産が同一口座において混同して管理されている状況）であるファンドの持 分について私募の取扱いを行っていた。	-	24.4～6
Ⅱ-2-4 業務編・ 投資助 言・代理 業者	1. 投資助 言・代理 業	(1) 勧誘状況 等	助言	金融商品取引契約 の解除時における 前払報酬の過少返 還 金商法第37条の6 第4項	・投資顧問契約の解除（クーリングオフ）時において、顧客より受領していた前払報酬から 法令上請求できない違約金等を過大に差し引き、前払報酬を過小に返還していた。	-	24.4～6
Ⅱ-2-4 業務編・ 投資助 言・代理 業者	1. 投資助 言・代理 業	(3) 禁止行為 等	助言	顧客の損失の一部 を補てんするため 財産上の利益を提 供する行為 金商法第41条の2 第5号	・当社が提供するシステムトレードに基づき取引を行った顧客から、当該システムトレー ドにより取引したところ損失を被ったとの苦情を受け、会費の返還という名目で、損失の 一部について補てんを行った。	-	24.7～9
Ⅱ-2-4 業務編・ 投資助 言・代理 業者	1. 投資助 言・代理 業	-	助言	顧客からの金銭の 預託の受入れ 金商法第41条の4 （平成19年9月2 9日以前の行為につ いては、旧有価証券 に係る投資顧問業 の規制等に関する法律 第19条）	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームペ ージの勧告公表ページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2013/2013/20130315-2.htm	25.1～3
Ⅱ-2-5 業務編・ 投資運用 業者	3. 財産・経 理	(1) 純財産額 に関する検 査の方法	運用	純財産額が公益又 は投資者保護のた め必要かつ適当な 金額を満たさない 状況 金商法第52条第1 項第3号	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームペ ージの勧告公表ページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20121221-2.htm	24.10～12
-	-	-	特例	組合事業の目的外 となる資金の貸付 け及び組合資金の 流用等 -	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームペ ージにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20121016-2.htm	24.10～12

(平成24年4月～平成25年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル			業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
—	—	—	特例	ファンド出資金の 流用	—	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20121212-2.htm http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20121212-1.htm	24.10～12
—	—	—	特例	ファンド出資金に 係る事業目的に反した 金銭の貸付行為による 一部流用	—	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2013/2013/20130207-1.htm	25.1～3
—	—	—	特例	自らが運営する ファンドの出資金 を無登録業者が流用 することを黙認すること で、その役割の一端を担 っている状況等	—	指摘事項については右記リンク先を参照してください（証券取引等監視委員会ホームページにリンクします）。	http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2013/2013/20130301-1.htm	25.1～3

※業種については、次のとおりです。
「第一種(有価)」…第一種金融商品取引業のうち、有価証券関連業
「第一種(その他)」…第一種金融商品取引業のうち、「第一種(有価)」以外(FX等)
「第二種」…第二種金融商品取引業
「運用」…投資運用業
「助言」…投資助言・代理業
「登金」…登録金融機関
「仲介」…金融商品仲介業
「特例」…適格機関投資家等特例業務届出者

※当委員会が作成している「金融商品取引業者等検査マニュアル」の項目順での記載となっております。

- 注)1 「業種」欄には、指摘事項に係る登録又は届出業種を記載している。
注)2 網掛けは、今回公表時において新たに追加した事項である。
注)3 関係条文等及び関係者の肩書きは行為時点のものである。
注)4 この表においては、以下の略称を用いている。
「金商法」…金融商品取引法
「金商業等府令」…金商業等府令
「保証金府令」…金融商品取引法第161条の2に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令
「犯収法」…犯罪による収益の移転防止に関する法律